

第 1 章 計画策定の背景

第1章 計画策定の背景

1 国際的な人権尊重の流れ

20世紀に2度の世界大戦を経験した教訓から、国際連合（以下「国連」）は昭和23（1948）年12月の第3回国連総会において、基本的人権の尊重をうたった「世界人権宣言」を採択し、「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。」と宣言しました。

その後も、この「世界人権宣言」の理念の実現のため、「人種差別撤廃条約」を始めとした人権に関する各種条約の採択や、「国際人権年」をはじめとした国際年を制定しました。

さらに、平成6（1994）年12月の国連総会で、「人権教育のための国連10年」の決議の採択を受け、世界各国で人権教育を積極的に推進する行動計画が策定され、また、平成16（2004）年12月には「人権教育のための世界プログラム」の決議が採択されました。

2 国の動き

国では、日本国憲法で定める基本的人権の尊重を基本原理として様々な人権に関する国内法を整備するとともに、国連が決議した「人権教育のための国連10年行動計画」の趣旨に基づき、平成9（1997）年7月に国内行動計画を策定しました。

平成12（2000）年12月には、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（以下「人権教育・啓発推進法」）」が施行され、人権教育・啓発に関する施策を策定し実施することが国及び地方公共団体の責務として明記されました。この法律を受け、国は平成14（2002）年3月に「人権教育・啓発に関する基本計画」を策定し、平成23（2011）年4月には閣議決定を受け、北朝鮮当局による拉致問題等についての取組が本計画に加えられました。

また、平成28（2016）年度には、差別を解消するための法律（「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下「障害者差別解消法」）」、「部落差別の解消の推進に関する法律（以下「部落差別解消推進法」）」、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（以下「ヘイトスピーチ解消法」）」）、いわゆる人権三法が施行されました。

3 千葉県の動き

県では、平成 16（2004）年 2 月に「千葉県人権施策基本指針」を策定し、基本理念である「県民一人ひとりが人間として尊重され、安心していきいきと暮らせる社会の創造」を目指して、様々な人権施策を推進してきました。

しかし、女性、子ども、高齢者、障害のある人、被差別部落出身者などに対する人権に関する問題は依然として存在しており、特に子どもや高齢者への虐待が増加し、いじめ問題も認知件数が増加しています。

また、性的指向・性同一性障害の方への人権施策など、取組が進んでいない分野もあり、また、近年では、インターネットを通じた人権侵害や、災害時における人権への配慮、雇用をめぐる貧困問題といった新たな人権課題も発生しています。

さらに、「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律（平成 18（2006）年 6 月施行）」、「いじめ防止対策推進法（平成 25（2013）年 9 月施行）」など、新たに制定や改正された法令等と基本指針との整合性を図る必要もあります。

このような人権をめぐる様々な状況の変化を踏まえ、平成 27（2015）年 2 月に「すべての県民の人権が尊重される元気な千葉県を目指して」を基本理念とする「千葉県人権施策基本指針」を改定しました。